相模原市 SDGs モデル自動販売機設置事業者選定に係る募集要項

1　募集の主旨

市民の利便性の向上と、ＳＤＧｓの普及啓発や達成に向けた具体的な行動の促進を目的に、「相模原市ＳＤＧｓモデル自動販売機」として目的の達成に資する飲料等の自動販売機を設置するに当たり、プロポーザル方式により設置事業者を選定するもの。

2　設置条件の概要

※詳細は「相模原市ＳＤＧｓモデル自動販売機設置に係る仕様書」をご確認ください。

設置場所	相模原市役所本庁舎１階ロビー
設置方法	市とＳＤＧｓモデル自動販売機設置に関する覚書を締結した上で、行政財産の目的外使用許可を受けて設置する。
設置台数	１台
設置期間	令和９年４月上旬から令和１１年３月末日まで

3　スケジュール

項目	期間または期日等
募集要項等の公表	令和８年１１月１８日（水）
参加申込期間	令和８年１１月１８日（水）～ 令和８年１１月２７日（金）午後５時
質問受付期間	令和８年１１月１８日（水）～ 令和８年１１月２７日（金）午後５時
参加資格確認通知	令和８年１２月２日（水）
質問回答期限	令和８年１２月２日（水）
企画提案書の提出期間	令和８年１２月３日（木）～ 令和８年１２月１７日（木）午後５時
選定結果の通知（予定）	令和８年１２月２８日（月）
行政財産使用許可申請	令和９年１月中
覚書締結	令和９年１月中
自動販売機設置	令和９年４月上旬頃

4　参加資格

応募する事業者は、次の全ての要件を備えていることを参加要件とする。

（１）「相模原市 SDGs モデル自動販売機設置に係る仕様書」に示す内容を満たす自動販売機を設置する能力を有すること。

（２）自動販売機設置事業の実績があること。
（３）自社の職員が本業務担当責任者として従事すること。
（４）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者
（５）相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（令和７年６月１日施行。）に基づく指名停止期間中でない者
（６）応募する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号。以下「市暴力団排除条例」という。）第２条第４号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
（７）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号。以下「県暴力団排除条例」という。）第２３条第１項に違反したと認められないこと。
（８）県暴力団排除条例第２３条第２項に違反したと認められないこと。
（９）市暴力団排除条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
(10) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でないこと。
(11) 国税及び地方税の滞納がないこと。
(12) 業務の履行に支障が無く、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ、事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
(13) さがみはらＳＤＧｓパートナーに登録をしていること（申請中を含む。）。

5　参加申込手続き等

（１）申込方法

受付期間内に、次の方法により必要な書類を提出すること。

ア　提出期限　令和８年１１月２７日（金）午後５時まで
イ　提出方法　電子メールによる提出（提出後に確認のため電話連絡を行うこと）
ウ　提出先　　相模原市市長公室みんなのＳＤＧｓ推進課
　　sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp
エ　提出書類　①参加申請書（様式１）
　　②事業者概要（様式２）
　　③業務実績調書（様式３）

（２）参加資格の通知

令和８年１２月２日（水）までに電子メールにより通知する

6　質問及び回答

質問及び回答は次のとおりとする。

（１）質問受付期間

令和８年１１月２７日（金）午後５時まで

（２）質問提出方法

質問書（様式４）を電子メールにて提出する。

（３）提出先

相模原市市長公室みんなのＳＤＧｓ推進課

sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp

（４）回答について

令和８年１２月２日（水）までに参加資格者全員に対し電子メールにより回答する。

7　企画提案書等の作成及び提出

企画提案書の提出は次のとおりとする。

（１）提出期限

令和８年１２月１７日（木）午後５時（必着）

（２）企画提案書

電子媒体（ＰＤＦ形式）でページ数は１０ページ以内とすること。

（３）企画提案内容

①ＳＤＧｓの達成への寄与について

（１） フードロス対策商品の有無・内容※

（２） ユニバーサルデザインの有無・内容

（３） 省エネ機能の有無・内容

（４） キャッシュレス機能の有無・内容

（５） アプリ連携の有無・内容

（６） 災害時無償提供機能の有無・内容

（７） プラごみ削減・資源循環についての取組内容

（８） 子どもの支援・子育て支援についての取組内容

（９） その他のＳＤＧｓ達成に寄与する機能・内容

※ フードロス対策商品とは、賞味期限が６か月以内の商品を指す。

フードロス対策商品がある場合、自動販売機におけるフードロス対策商品の常時販売枠数・販売価格（最高値・最安値）を記載すること。

②周知効果・話題性について

（１） ラッピングデザイン案

（２） 本体における情報周知機能の有無・内容

（３） 商品の独自性・魅力
（４） 価格設定の考え方
（５） その他の話題性のある提案及び周知手法

③市への貢献について
（１） 市のＳＤＧｓ推進事業への寄附の有無・内容
（２） その他の市への貢献内容

④実施・管理体制について

（４）提出方法
電子メールによる提出（提出後に確認のため電話連絡を行うこと。）

（５）提出先
相模原市市長公室みんなのＳＤＧｓ推進課
sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp

8　企画提案書の取扱い

（１）企画提案書等の作成、提出等に係る費用は提案者の負担とする。

（２）企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。
なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

（３）提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に印刷及び複製を作成することがある。

（４）企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

（５）企画提案書等の提出は、１者につき１案のみとする。

9　評価基準

評価基準については別紙のとおりとする。

10　選定の方法

（１）選定委員会の設置
設置事業者候補は「相模原市ＳＤＧｓモデル自動販売機設置事業者選定委員会」を設置して選定する。

（２）選定方法

提案者が提出した企画提案書の内容により、審査及び採点を行い、その総合得点の最も高い者を設置事業者候補として選定する。また、総合得点が２番目に高い者を次点の設置事業者候補とする。

総合得点は、委員１人につき１００点を満点として点数を付け、各委員の点数を合計した得点とし、合計３００点とする。

（３）選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。また、選定過程及び選定結果についての質問・異議申立ては一切受け付けない。

（４）結果の通知

選定結果については、すべての参加者に対し電子メールにて通知する。

（５）その他

ア　企画提案書を提出した者が１者のみの場合でも、選考委員会を開催し、審査及び採点を実施し、その結果、総合得点が１８０点を上回る場合は、その者を設置事業者候補とする。

イ　審査、採点の結果、総合得点が同点の場合は「評価項目」における「提案書の内容」の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお同点の場合は、選定委員会の委員長が決するものとする。

11　選定の取消

次のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すものとする。

（１）企画提案書に虚偽の記載があることが判明したとき

（２）「4　参加資格」に規定する要件を満たさなくなったとき

（３）その他選定委員会が選定を取り消す必要があると認めたとき

12　設置事業者候補決定後の手続

（１）設置事業者候補として決定した者と、設置に関する詳細や覚書の締結に関して必要な協議を行う。

（２）設置事業者候補と協議の結果、覚書の締結に至らなかった場合又は選定の取消しとなった場合は、次点の設置事業者候補と協議を行う。

（３）覚書の内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、市と設置事業者候補が協議する。

（４）覚書締結後、設置事業者候補は市に行政財産目的外使用許可申請書を提出し、市の許可を受け設置事業者として自動販売機の設置を進める。

13　問合せ先

相模原市中央区中央２－１１－１５

相模原市市長公室みんなのＳＤＧｓ推進課
担当者：田井、佐藤
電　話：０４２－７６９－９２２４（直通）
e-mail：sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp